

I 計画の改定にあたって

1. 計画改定の趣旨

本市では、平成 26（2014）年 3 月に、平成 26（2014）年度から平成 35（2023）年度までの 10 か年を計画期間とする「男女が共に生きるまち八王子プラン（第 3 次）」（以下「第 3 次プラン」という。）を策定し、基本目標である「人がひととして尊重されいきいきと暮らせる男女共同参画社会の実現」をめざして、総合的な取組を行っています。

しかし、固定的性別役割分担意識はいまだ根強く残っており、その解消に向けた継続的な取組が必要となっています。また、配偶者等からの暴力、若年層を対象とした性暴力など、多様化する暴力に対応しつつ、女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けた取組が必要となっています。

このような状況を踏まえて、男女共同参画社会の実現に向けた施策をより一層推進するため、新たな課題への取組を追加した「男女が共に生きるまち八王子プラン（第 3 次）2019 改定版」（以下「第 3 次プラン 2019 改定版」という。）を策定しました。

2. 計画改定の背景

（1）八王子市の取組

本市においては、平成元（1989）年 4 月の「女性のための八王子プラン」策定以降、「平和で豊かな男女共同参加社会の形成」をめざして取組をすすめてきました。平成 6（1994）年に「女性のための八王子プラン－改訂版－」、平成 11（1999）年 4 月に「男女が共に生きるまち八王子プラン」を策定し、「人がひととして尊重されいきいきと暮らせる男女共同参画社会の形成」をめざして、総合的な取組を行ってきました。その後、「男女共同参画社会基本法」などの新たな法律の制定や社会状況の変化を受け、平成 11（1999）年 12 月、市は、「男女共同参画都市」を宣言しました。また、平成 15（2003）年 8 月には、男女共同参画課を設置するとともに、同年 12 月に八王子市クリエイティブホール内に「八王子市男女共同参画センター」を開設し、男女共同参画施策の推進体制を整えました。平成 16（2004）年 3 月には「男女が共に生きるまち八王子プラン」の改定を行うとともに、同年 9 月に学識経験者や公募市民で構成する「八王子市男女共同参画施策推進委員会」（現在「八王子市男女共同参画施策推進会議」）を設置し、計画に基づく施策や事業の取組状況などについて意見や助言を受けてきました。その後、社会情勢の変化等に対応するとともに、国や東京都の動向等を踏まえ、平成 21（2009）年、平成 26（2014）年に改定を行ってきました。

平成 27（2015）年には、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（以下「女性活躍推進法」という。）が制定されたことに伴い、平成 29（2017）年 2 月に、第 3 次プランに女性活躍推進法の趣旨を反映した「男女が共に生きるまち八王子プラン（第 3 次）一部改定版[女性活躍推進計画]」を策定しました。

平成 29 (2017) 年 10 月には、市民 3,000 人を対象とした「男女共同参画に関する市民意識・実態調査」(以下「平成 29 年度市民意識・実態調査」という。)を実施し、男女共同参画社会の実現のための課題の把握を行い、第 3 次プラン中間改定の基礎資料としました。

(2) 男女共同参画を取り巻く動向

① 世界の動き

男女共同参画に関する国際的な動向としては、昭和 50（1975）年の国際婦人年以降、5～10年ごとに「世界女性会議」が開催されています。昭和 54（1979）年には国連総会で「女性に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」（以下「女子差別撤廃条約」という。）が採択されました。

平成 7（1995）年には北京で「第 4 回世界女性会議」が開催され、女性のエンパワーメント（力をつけること）やリプロダクティブ・ヘルス/ライツ^{※1}、女性に対する暴力の根絶等について言及した北京宣言及び行動綱領が採択されました。

平成 12（2000）年には、ニューヨークで「女性 2000 年会議」が開催され、その後、平成 17（2005）年には、第 49 回国連婦人の地位委員会として「北京+10」閣僚級会合が開催されました。平成 22（2010）年には、第 54 回国連婦人の地位委員会（「北京+15」）が開催され、その後、平成 23（2011）年には、「UN Women^{※2}」が正式発足されました。

平成 28（2016）年の第 60 回国連婦人の地位委員会では「女性のエンパワーメントと持続可能な開発」「女性及び女兒に対するあらゆる形態の暴力の撤廃及び防止」^{※3}をテーマに検討され、規範的、法的、政策的な枠組みの強化、ジェンダー平等と女性・女兒のエンパワーメントのための資金調達が容易な環境の育成、持続可能な開発のあらゆる分野における意思決定における女性のリーダーシップの強化等の要請が合意されました。

男女共同参画が世界的な課題となる中、世界経済フォーラム（World Economic Forum）が各国の男女間の格差を数値化した GGI（ジェンダーギャップ指数）^{※4}において、2018 年の日本の順位は 149 か国中 110 位と先進国では最低水準となっています。

※1 リプロダクティブ・ヘルス/ライツ

性と生殖に関する健康と権利。平成 6(1994)年にカイロで開催された国際人口・開発会議において提唱された概念です。個人、特に女性の健康の自己決定権を保障する考え方。中心概念は、いつ何人、子どもを産むか産まないかを選ぶ自由、安全で満足のいく性生活、安全な妊娠、出産、子どもが健康に生まれ育つことなど、思春期や更年期の健康の問題等についても議論されています。

※2 UN Women

2010 年 7 月 2 日の国連総会決議により、DAW（国連女性地位向上部）、INSTRAW（国際婦人調査訓練研究所、OSAGI（国連ジェンダー問題特別顧問事務所）、UNIFEM（国連女性開発基金）の 4 機関を統合して設立された、United Nations Entity for Gender Equality and Empowerment of Women（ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関）の略称。

※3 「女性のエンパワーメントと持続可能な開発」「女性及び女兒に対するあらゆる形態の暴力の撤廃及び防止」

平成 27 年（2015 年）9 月に国連総会で採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に盛り込まれた目標（SDGs）の第 5 目標では、「ジェンダーの平等を達成し、全ての女性と女兒のエンパワーメントを図ること」としています。詳細は、P12・13 参照。

※4 GGI（ジェンダーギャップ指数）

各国における男女格差を測る指標の一つ。経済、教育、政治、健康の 4 つの分野のデータから作成され、0 が完全不平等、1 が完全平等を意味しています。2018 年の各分野の日本の順位は以下のとおり。

- 全体 : 110 位 (0.662) ■ 経済分野 : 117 位 (0.595) ■ 教育分野 : 65 位 (0.994)
- 政治分野 : 125 位 (0.081) ■ 健康分野 : 41 位 (0.979)

② 国の動き

国においては、昭和 60（1985）年、「国籍法」の改正や、「勤労婦人福祉法」の「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」（以下「男女雇用機会均等法」という。）への改正を経た上で、「女子差別撤廃条約」を批准しました。

平成 11（1999）年には、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的として、「男女共同参画社会基本法」を制定し、平成 12（2000）年には、この法律に基づく初めての計画となる「男女共同参画基本計画」を策定しました。また、この計画は平成 17（2005）年 12 月に「男女共同参画基本計画（第 2 次）」、平成 22（2010）年には男性や子どもにとっての男女共同参画や地域、防災・環境その他の分野における男女共同参画の推進などの重点分野と成果目標を設定した「第 3 次男女共同参画基本計画」を策定しました。さらに、平成 27（2015）年 12 月には、「第 4 次男女共同参画基本計画」を策定し、男性中心型労働慣行等を変革し、職場、地域、家庭等あらゆる場面における女性の活躍推進のための施策を充実させることなどを改めて強調しました。

男女共同参画推進本部は「社会のあらゆる分野において、2020 年までに、指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも 30%程度になるよう期待する」という目標を設定するとともに、ポジティブ・アクション（積極的改善措置）*を始めとする様々な取組を進めてきました。

働く場面においては、平成 25（2013）年 12 月に「男女雇用機会均等法」が改正され、間接差別となり得る措置の範囲の見直しが行われました。また、平成 28（2016）年 3 月の改正では、妊娠・出産等に関する上司・同僚による就業環境を害する行為に対する防止措置を義務付ける規定が設けられました。

平成 27（2015）年 9 月には、働く場面で活躍したいという希望を持つすべての女性が、その個性と能力を十分に発揮できる社会を実現するため、「女性活躍推進法」が制定されました。

平成 30（2018）年 5 月には、政治分野における男女共同参画を効果的かつ積極的に推進することを目的とした「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が制定されました。

他方、ワーク・ライフ・バランスの実現に関する施策として、平成 3（1991）年に「育児休業等に関する法律」が成立しました。平成 7（1995）年の改正では「育児休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」となり、平成 11（1999）年の改正で「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（以下「育児・介護休業法」という。）となりました。「育児・介護休業法」は、平成 28（2016）年 3 月に改正され、介護休業の分割取得や介護のための所定外労働の制限、有期契約労働者の育児・介護休業の取得要件の緩和、育児休業等に関する上司・同僚による就業環境を害する行為に対する防止措置を義務付ける規定が設けられました。さらに、平成 29（2017）年 3 月の改正では、保育所に入るまで育児休業を取得出来るようにする措置や事業主に対し対象者への育児休業制度の周知や取得勧奨の規定などが設けられました。

配偶者等からの暴力対策としては、平成 13（2001）年に、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（以下「DV防止法」という。）が制定され、配偶者からの暴力は犯罪となる行為であると規定されました。その後、DV防止法は、二度の改正が行われ、平成 20（2008）年 1 月の改正では、保護命令制度の拡充や配偶者暴力対策に関する基本計画の策定が新たに追加

され、さらに、平成 26（2014）年 1 月の改正では、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力についても、DV 防止法の対象とし、あわせて法律名も一部変更となりました。

また、内閣府は若年層の女性に対する性的な暴力に係る問題が深刻な状況となっていることを受け、平成 29（2017）年 4 月、注意喚起と相談窓口の設置と紹介等、性犯罪の被害防止に向けた取り組みを始めました。

平成 29（2017）年には、刑法が改正され、被害者を女性に限っていた「強姦罪」、「準強姦罪」から、男性も対象に含める「強制性交等罪」、「準強制性交等罪」に名称が変更され、法定刑の下限を「3 年以上の有期懲役」から「5 年以上の有期懲役」に引き上げる変更や、親告罪の規定の削除等が盛り込まれました。

※ ポジティブ・アクション（積極的改善措置）

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に係る男女間の格差を改善するために必要な範囲において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。男女間において形式的な機会の平等が確保されていても、社会的・経済的な格差が現実に存在する場合には、実質的な機会の平等を担保するためにポジティブ・アクションの導入が必要となる。

③ 東京都の動き

東京都においては、平成 12（2000）年 3 月に、全国の自治体に先がけて「東京都男女平等参画基本条例」を制定し、平成 14（2002）年に「男女平等参画のための東京都行動計画 チャンス & サポート東京プラン 2002」を策定し、その後、5 年ごとに改定しました。

配偶者等からの暴力に対しては、平成 14（2002）年に策定した「男女平等参画のための東京都行動計画 チャンス & サポート東京プラン 2002」の中で「家庭内等における暴力の防止」を重点課題のひとつに掲げ、取組が開始されました。また、同年に配偶者暴力相談支援センター機能が整備され、その後、平成 16（2004）年のDV防止法改正で都道府県に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施」に関する基本計画の策定が義務づけられたことに伴い、平成 18（2006）年 3 月に「東京都配偶者暴力対策基本計画」が策定され、その後、改定を重ねています。

平成 29（2017）年 3 月には、「東京都男女平等参画推進総合計画」として、「Ⅰ東京都女性活躍推進計画」「Ⅱ東京都配偶者暴力対策基本計画」が策定されました。このうち、「Ⅰ東京都女性活躍推進計画」では、女性の活躍の場を「職場・家庭・地域などあらゆる場」としており、職業生活にとどまらず、「あらゆる場」での女性の活躍をめざすこととしています。

また、「JKビジネス」と呼ばれる接客サービスを売り物にする営業により女子高校生等が性的な被害に遭う問題などが発生し、青少年の健全な育成に影響を及ぼしていることを受け、平成 29（2017）年 7 月に「特定異性接客営業等の規制に関する条例」が施行されました。

④ 地方公共団体の動き

男女共同参画社会基本法は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関する基本理念を定め、並びに、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的としています。

市区町村における男女共同参画社会を形成する手法として、地域における男女共同参画社会づくりを推進していくことを目的とする男女共同参画都市宣言の実施があります。男女共同参画の宣言を行った市区町村については、平成 29（2017）年 4 月現在、192 市区町村が男女共同参画都市宣言として男女共同参画社会の実現に取り組むことを宣言しています。本市においても、平成 11（1999）年に、人がひととして尊重され、いきいきと暮らせる男女共同参画社会の実現をめざし「八王子市男女共同参画都市宣言」を実施しています。

また、市区町村における男女共同参画の形成を図るうえで、その基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにする男女共同参画に関する条例の制定があります。男女共同参画に関する条例を制定した地方公共団体については、平成 12（2000）年に 5 つの自治体で制定され、平成 30（2018）年 10 月現在、46 都道府県・全政令指定都市において制定されています。全国の中核市となっている 54 市のうち、男女共同参画に関する条例を制定している市は 44 市あり、約 8 割となっています。東京都内の多摩地域においては、26 市のうち、13 市が男女共同参画に関する条例を制定しています。

持続可能な開発目標（SDGs）との関わり

SDGs（持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals: SDGs））は、経済・社会・環境の3つのバランスが取れた社会を目指すための国際目標であり、平成27（2015）年9月に国連総会で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に掲げられているものです。

このSDGsは、発展途上国だけでなく、先進国も含めたすべての国々、人々を対象としており、2030年までに持続可能な世界を実現するための17のゴールと169のターゲットで構成されています。「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、達成に向けてすべての人々がSDGsを理解し、それぞれの立場で主体的に行動することが求められています。

国では、平成28（2016）年に内閣に「持続可能な開発目標（SDGs）推進本部」を設置するとともに、同年に策定した「持続可能な開発目標（SDGs）実施指針」には、地方自治体の各種計画等にSDGsの要素を最大限反映することを奨励しており、ジェンダー平等の実現とジェンダー視点の主流化*をSDGsのすべてのゴールの実現に不可欠なものとして位置付けています。また、平成29（2017）年12月には、同推進本部において「SDGsアクションプラン2018」を策定し、日本の「SDGsモデル」の3つの基本的方向性の一つに、SDGsの担い手として「女性と次世代のエンパワーメント」を掲げています。

本市においては、基本構想・基本計画「八王子ビジョン2022」における基本理念「人とひと、人と自然が響き合い、みんなで幸せを紡ぐまち八王子」が、SDGsに掲げる持続可能な社会の実現と方向性が同一であるため、基本計画に定めた49の施策を着実に実行することで、17のゴールの達成へ貢献していきます。

本計画では、「男女平等意識を確立し、あらゆる分野で男女が参画できる社会」、「男女が互いに人権を尊重し暴力のない社会」、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）が実現し、男女が安心して、いきいきと生活できる社会」の3つを「めざす姿」としており、SDGsの17のゴールのうち特に関連が深い「3」「4」「5」「8」「10」の達成に貢献しています。

※ ジェンダー主流化

あらゆる分野でのジェンダー平等を達成するため、すべての政策、施策及び事業について、ジェンダーの視点を取り込むことをいいます。ジェンダーと開発（GAD）イニシアティブにおいては、開発におけるジェンダー主流化を、「全ての開発政策や施策、事業は男女それぞれに異なる影響を及ぼすという前提に立ち、すべての開発政策、施策、事業の計画、実施、モニタリング、評価のあらゆる段階で、男女それぞれの開発課題やニーズ、インパクトを明確にしていくプロセス」と定義しています。



本計画に特に関連の深いSDGsの項目

3 すべての人に
健康と福祉を



重点課題5：生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利
(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ) の確立

4 質の高い教育を
みんなに



重点課題1：男女平等と男女共同参画の意識づくり

5 ジェンダー平等を
表現しよう



重点課題1：男女平等と男女共同参画の意識づくり

重点課題2：あらゆる分野への男女共同参画の推進

重点課題3：配偶者等からのあらゆる暴力の根絶

重点課題4：困難な状況に置かれている方が安心して暮らせる環境づくり

重点課題5：生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利
(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ) の確立

重点課題6：ワーク・ライフ・バランスの実現のための意識づくり

8 働きがいも
経済成長も



重点課題6：ワーク・ライフ・バランスの実現のための意識づくり

重点課題7：男女が共にいきいきと働くための環境の形成

10 人や国の不平等
をなくそう



重点課題4：困難な状況に置かれている方が安心して暮らせる環境づくり

